

2025年度

一般財団法人富山県バスケットボール協会

第3回理事会



日時：2025年11月19日（水）午後7時00分

場所：アオイスポーツハウス 2階会議室

2025年度一般財団法人富山県バスケットボール協会第3回理事会次第

1 開 会

2 代表理事挨拶

3 理事会成立

4 議 事

議案第 1 号	一般財団法人富山県バスケットボール協会基本規程の一部改正 について	• • • • 1
議案第 2 号	一般財団法人富山県バスケットボール協会役員候補者選考委員 会委員の選定について	• • • • 3
議案第 3 号	各種表彰における推薦について	• • • • 4

5 報告・協議事項

- (1) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の職務執行状況について
- (2) 専務理事、委員会及び部会からの連絡・報告について

6 その他

7 閉 会

議案第1号

一般財団法人富山県バスケットボール協会基本規程の一部改正について

一般財団法人富山県バスケットボール協会基本規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

2025年11月19日 提出

一般財団法人富山県バスケットボール協会
代表理事・会長 野上 浩太郎

一般財団法人富山県バスケットボール協会基本規程の一部を改正する規程

一般財団法人富山県バスケットボール協会基本規程の一部を次のように改正する。

第3条中「及び委員会委員」を「並びに委員会及び部会の構成員」に改める。

第7条第2項中「及び各委員会の委員長」を「並びに委員会及び部会の代表者」に改める。

附 則

この規程は、2025年11月19日から施行する。

《参考》改正の新旧対照表

新（改正後）	旧（現行）
一般財団法人富山県バスケットボール協会 基本規程	一般財団法人富山県バスケットボール協会 基本規程
第1条～第2条 略 (評議員の兼職禁止) 第3条 評議員は、本協会の役員並びに委員会及び部会の構成員を兼ねることはできない。	第1条～第2条 略 (評議員の兼職禁止) 第3条 評議員は、本協会の役員及び委員会委員を兼ねることはできない。
第4条～第6条 略 (評議員会の開催) 第7条 定款第21条第2項の規定により評議員会を開催する場合には、評議員の全員からこれに同意する旨を書面又は電磁的方法により受理し、記録しなければならない。 2 役員並びに委員会及び部会の代表者は、評議員会に出席して意見を述べることができる。	第4条～第6条 略 (評議員会の開催) 第7条 定款第21条第2項の規定により評議員会を開催する場合には、評議員の全員からこれに同意する旨を書面又は電磁的方法により受理し、記録しなければならない。 2 役員及び各委員会の委員長は、評議員会に出席して意見を述べることができる。
第8条～第13条 略 (理事会の開催) 【参考】 第14条 理事会は、原則として3か月に1回開催する。ただし、会長が必要と認めた場合、又は理事現在数の3分の1以上から付議すべき事項を示して理事会の開催を請求された場合は、その請求があった日から15日以内に臨時理事会を開催しなければならない。 2 監事並びに委員会及び部会の代表者は、理事会に出席して意見を述べることができる。	第8条～第13条 略 (理事会の開催) 【参考】 第14条 理事会は、原則として3か月に1回開催する。ただし、会長が必要と認めた場合、又は理事現在数の3分の1以上から付議すべき事項を示して理事会の開催を請求された場合は、その請求があった日から15日以内に臨時理事会を開催しなければならない。 2 監事並びに委員会及び部会の代表者は、理事会に出席して意見を述べることができる。
第15条～第48条 略 別表 略 別図 略 附 則 略 <u>附 則</u> <u>この規程は、2025年11月19日から施行する。</u>	第15条～第48条 略 別表 略 別図 略 附 則 略

議案第2号

一般財団法人富山県バスケットボール協会役員候補者選考委員会委員の選定について

一般財団法人富山県バスケットボール協会役員候補者選考規程第2条第3項の規定に基づき、役員候補者選考委員会委員を次のように選定する。

2025年11月19日 提出

一般財団法人富山県バスケットボール協会
代表理事・会長 野上 浩太郎

1 役員候補者選考委員会委員

- (1) 鎌仲 秀一【氷見市協会】、森能 雅幸【黒部市協会】、野坂 則之【入善町協会】
- (2) 光田 朋子【高等学校体育連盟】
- (3) 中島 智菊【理事】
- (4) 山田 智史【監事】
- (5) 杉本 賢二【総務委員長】

《役員候補者選考規程》

第2条 本協会は、役員の任期満了に伴う次期役員の候補者選考に当たり、本協会基本規程第28条に定める特別委員会として、役員候補者選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、役員の任期満了となる6か月前までに設置し、役員の選任時まで存続するものとする。

3 委員会の委員は、次の各号に定めるとおりとし、理事会において選定する。

- (1) 市町村バスケットボール協会に所属する評議員 3名以内
- (2) 各種連盟に所属する評議員 1名
- (3) 理事 1名
- (4) 監事 1名
- (5) 総務委員長

議案第3号

各種表彰における推薦について

公益財団法人日本バスケットボール協会、公益財団法人富山県スポーツ協会及び公益財団法人富山県ひとつくり財団における表彰推薦の依頼があったことから、本協会からの推薦者を次のように決定する。

2025年11月19日 提出

一般財団法人富山県バスケットボール協会
代表理事・会長 野上 浩太郎

- 1 公益財団法人日本バスケットボール協会
深松篤夫氏（前副会長）
- 2 公益財団法人富山県スポーツ協会
松元健悟氏（理事）
- 3 公益財団法人富山県ひとつくり財団
該当者なし

※留意事項

本議案の内容は推薦事案であり、当該団体が決定及び公表されるまでの取扱いには注意願います。

報告・協議事項(1)

一般財団法人富山県バスケットボール協会会長、副会長、専務理事及び常務理事の職務執行状況について

一般財団法人富山県バスケットボール協会定款第27条第6項の規定により、会長、副会長、専務理事及び常務理事の職務執行状況を報告する。

職務執行状況一覧

月	日	出席会議・大会等	野上 会長	牧田 副会長	丹羽 副会長	近藤 副会長	松倉 専務理事	構 常務理事	牧野 常務理事	酒匂 常務理事
7	28	2025年度（一財）富山県バスケットボール協会第2回理事会		○	○		○	○		○
8	6	(公財)日本バスケットボール協会 コンテンツ管理システム説明会【オンライン】					○			
8	8	第46回北信越中学校総合競技大会（福井市）激励					○			
8	22 ～24	第46回北信越国民スポーツ大会開催業務・激励等			○		○	○	○	○
8	28	B.LEAGUEゲームディレクター会議【オンライン】			○		○	○	○	○
9	4	(公財)日本バスケットボール協会 コンテンツ管理システム・ヒアリング【オンライン】					○			
9	17	(公財)日本バスケットボール協会 インテグリティ研修会打合せ【オンライン】					○			
9	27	(公財)日本バスケットボール協会 定時評議員会					○			
9	27 ～28	(公財)日本バスケットボール協会 全国専務理事連絡会					○			
10	2 ～4	第79回国民スポーツ大会 (滋賀県)激励			○		○			
10	11	(一財)富山県バスケットボール 協会U15インテグリティ研修会					○			
10	22	(公財)ゴールドワイン西田東作スポーツ振興 記念財団2026年度助成金説明会【オンライン】					○			
10	28	(公財)日本バスケットボール協会 D-fund説明会【オンライン】					○			
11	4	2025年度（一財）富山県バスケット ボール協会第3回業務執行理事会		○	○		○	○	○	○
11	6	3X3 2025-26 DIVISION2 富山開催打合せ【オンライン】					○			
		(公財)富山県スポーツ協会 競技団体ヒアリング					○			
11	15	第6回全国U15バスケット ボール選手権大会県予選表彰式							○	
		3X3. EXE TOURNAMENT 2025-26 視察					○			

報告・協議事項(2)

専務理事、委員会及び部会からの連絡・報告について

その他